

平成20年9月12日

米国カリフォルニア州におけるチチュウカイミバエ発見に伴う検疫措置の解除について

今般、米国側からカリフォルニア州の一部地域において発生していたチチュウカイミバエの根絶が確認されたとの通報があり、これを検討したところ同州に発生していたチチュウカイミバエは根絶されたものと判断されました。

そのため、ロサンゼルス港又はロングビーチ港を經由して仕出しされるすべてのチチュウカイミバエの寄主生果実の荷口については、平成19年12月21日以降講じられてきた「植物検疫証明書への追記（sealed and screened container）」及び「汚染防止措置」の確認は、本日（平成20年9月12日）以降に発給される植物検疫証明書に係る荷口から不要となることから、通常の検査により対応することになりました。